

柏市発注工事におけるインフレスライド条項（工事請負契約書第26条第6項）の運用について

1 インフレスライド条項とは

適用対象工事の受注者は、インフレスライド条項の定めに基づき、残工事費の1%を超える額について、賃金等の変動に対する請負代金額の変更を請求することができます。

2 適用対象工事

工期内に賃金水準の変更（柏市の積算における公共工事設計労務単価の改定）がなされ、残工期が基準日※から2ヶ月以上ある工事を対象とします。

※基準日：出来形部分の確認やスライド額算出の基準となる日（インフレスライドの請求があった日から起算して、14日以内で柏市と受注者が協議して定めます。）

3 請負代金額の変更

増額スライドの場合の請負代金額の変更額は次式により行います。

$$S \text{ 増} = [P2 - P1 - (P1 \times 1 / 100)]$$

S 増：増額スライド額

P1：請負代金額から基準日における出来形部分に相應する請負代金額を控除した額

P2：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P1 に相應する額

（ $P = \Sigma (\alpha \times Z)$ ， α ：請負比率， Z ：柏市積算額）

4 手続き方法

手続き方法等の詳細は、『建設工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド）の運用マニュアル 平成26年3月 柏市』を御確認ください。

5 その他

請負代金額が変更された場合、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について（平成26年1月30日付け国土入企第28号国土交通省土地・建設産業局長通知）」の趣旨にのっとり、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について、適切に対処するようお願いいたします。

問い合わせ先

- インフレスライドの運用マニュアルに関すること
総務部技術管理課 Tel：04-7167-1116
- インフレスライドの請求・協議に関すること
各工事担当課にお問い合わせください。